

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 31 日

介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金の
交付決定を受けた事業者 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長

京都府介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金の交付決定における留意事項について

申請のありました京都府介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金については、別紙指令書のとおり交付されることとなりましたので、事業の執行を適切に行うよう配慮してください。

なお、本補助事業につきましては、予算を超過した申請があったことから、補助上限額に一律の調整（※）を行ったうえで、交付決定を行っています。

本補助金が予算の範囲内で交付するものであり、全事業所に対して一律に適用しているものであることから、当該調整に係る個別のお問合せについては、御遠慮いただきますようお願いいたします。

<調整内容>

交付申請において、申請のあった事業所ごとの補助上限額に 69.9%を乗じて得た額（1,000 円未満切捨て）と交付申請額を比べて小さい方の金額を上限に、交付決定を行っています。

（具体例）

- 1 介護老人福祉施設（定員 100 名で申請が 400,000 円の場合）
 - ・補助上限額：600,000 円×69.9%≒419,000 円
 - ・交付申請額：400,000 円
 - 400,000 円が交付決定額
- 2 訪問介護事業所（集合住宅併設型で申請が 200,000 円の場合）
 - ・補助上限額：200,000 円×69.9%≒139,000 円
 - ・交付申請額：200,000 円
 - 139,000 円が交付決定額

担当	京都府医療・福祉施設物価高騰及び職員処遇改善支援センター サービス継続支援係
電話	(075)468-3304